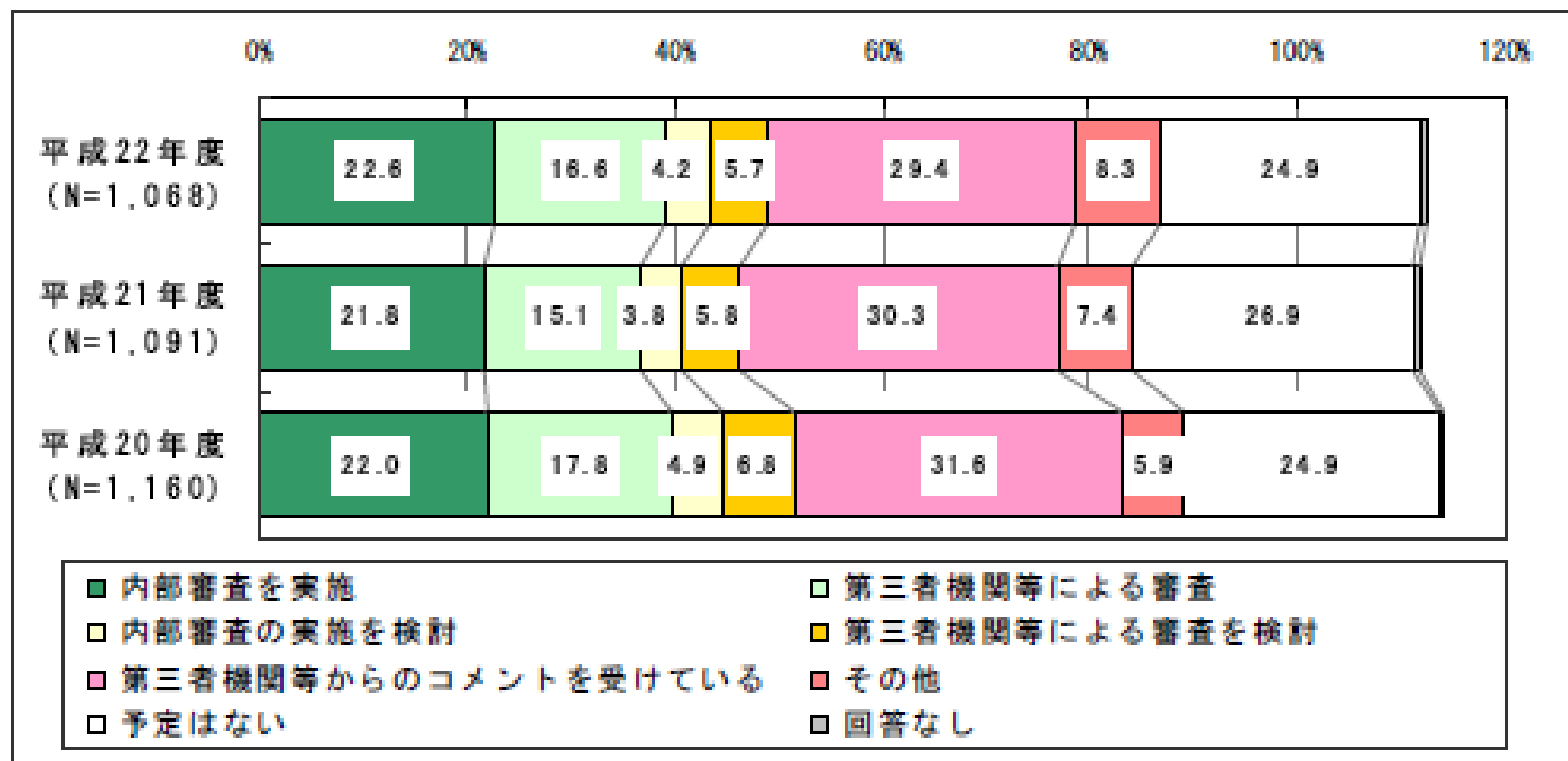


環境報告の信頼性について

環境報告書の信頼性向上の状況

○環境報告書の信頼性向上については、第三者審査等からのコメントを受けている環境報告書の比率が29.4%で最も多く、次いで、「内部審査を実施」が22.6%、「第三者機関等による審査」が16.6%。

第三者審査、内部審査、第三者機関・有識者からのコメントを合わせた比率



～KPMGのアンケート調査～

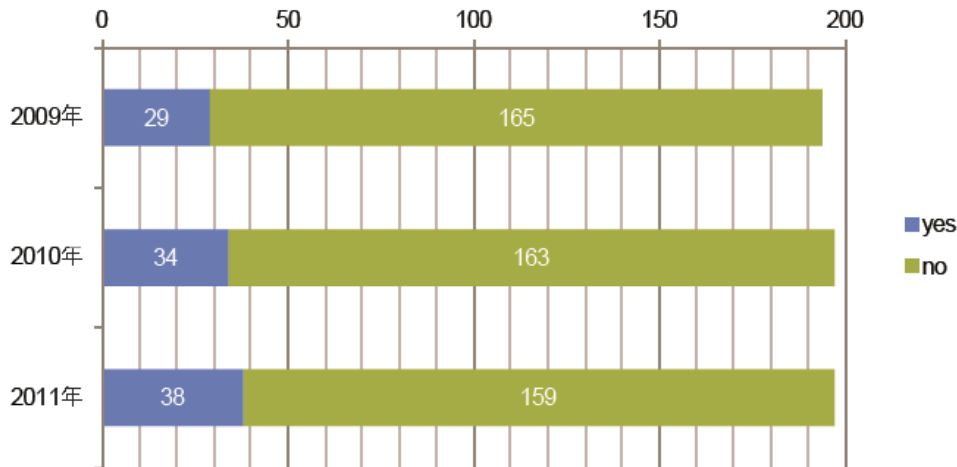
日本におけるサステナビリティ報告2011

○2011年にKPMGが日本のサステナビリティ報告の現状を明らかにする目的で、日経225の構成銘柄225社を対象に調査を開始。今回は第2回目。

- 197社(88%)がSustainability Report(SR)を発行
- SRを財務報告に統合したアニュアルレポートを発行している企業はSR発行企業の7%(前年から約2ポイント増)
- SR発行企業の約19%が第三者保証を受けている(前年比+2%)。
- 第三者保証を提供しているのは監査法人系の会社が多い。
- 国際監査・保証基準審議会(IAASB)の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」やサステナビリティ情報審査協会(J-SUS)の「サステナビリティ情報審査実務指針」に準拠して行われる保証業務が多い。
- 第三者保証とは別に、第三者意見が付される場合があるが、第三者意見のみを受ける企業は減少。

第三者保証を受けているレポート ～日本におけるサステナビリティ報告2011より～

第三者保証を受けているレポート

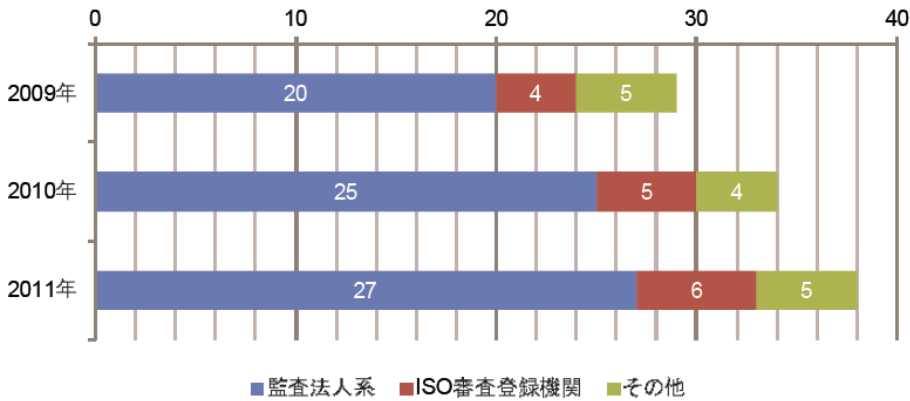


第三者保証を受けているレポート(業種別)

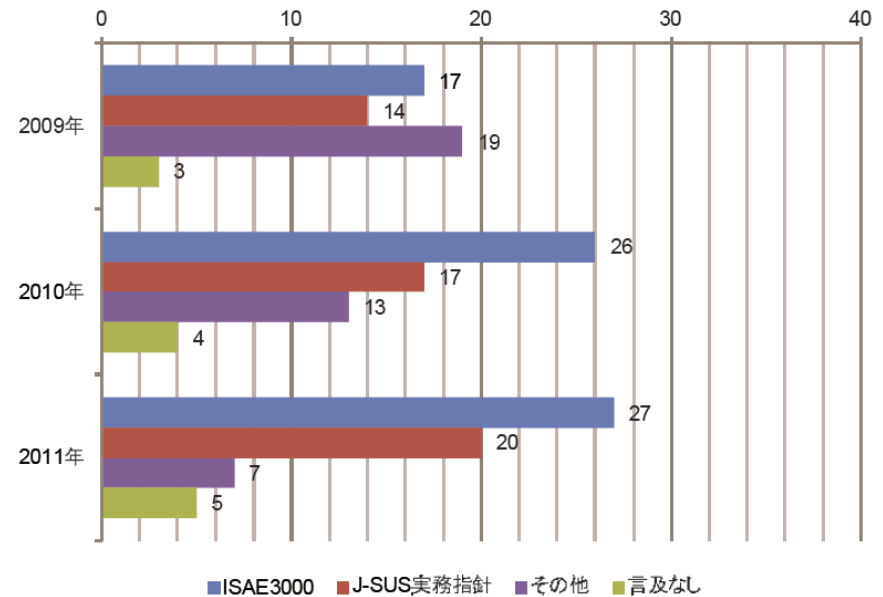
	会社数	yes	no	%
食品	11	0	11	0.0%
繊維	5	1	4	20.0%
化学工業	16	7	9	43.8%
医薬品	8	1	7	12.5%
電力・石油・ガス	6	4	2	66.7%
窯業	8	1	7	12.5%
鉄鋼業	5	0	5	0.0%
非鉄金属・金属製品	11	3	8	27.3%
機械	15	2	13	13.3%
電気機器	27	7	20	25.9%
自動車・自動車部品	9	1	8	11.1%
建設	8	1	7	12.5%
小売業	6	0	6	0.0%
銀行・証券・保険・その他金融業	11	2	9	18.2%
鉄道・バス	8	2	6	25.0%
通信	4	0	4	0.0%
サービス業	3	1	2	33.3%
その他	36	5	31	13.9%
合計	197	38	159	19.3%

CSR報告を行っている企業の国別割合 ～日本におけるサステナビリティ報告2011より～

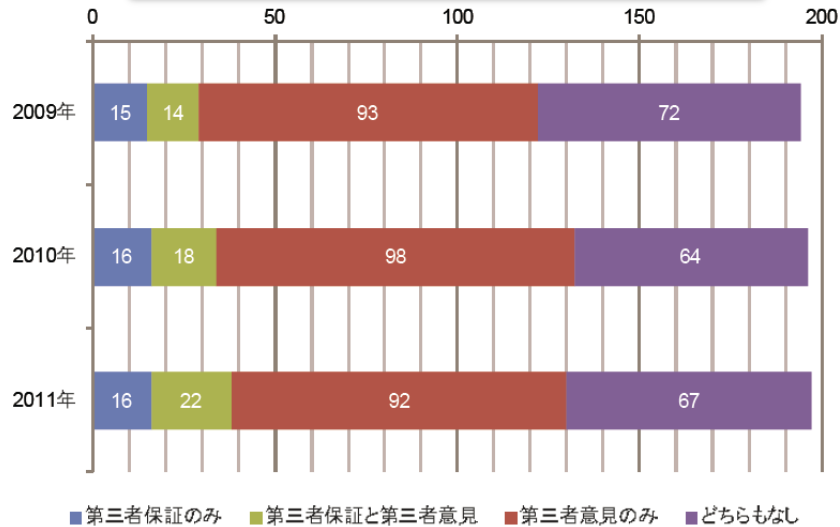
保証機関



保証業務基準



第三者保証と第三者意見



～KPMGのアンケート調査～

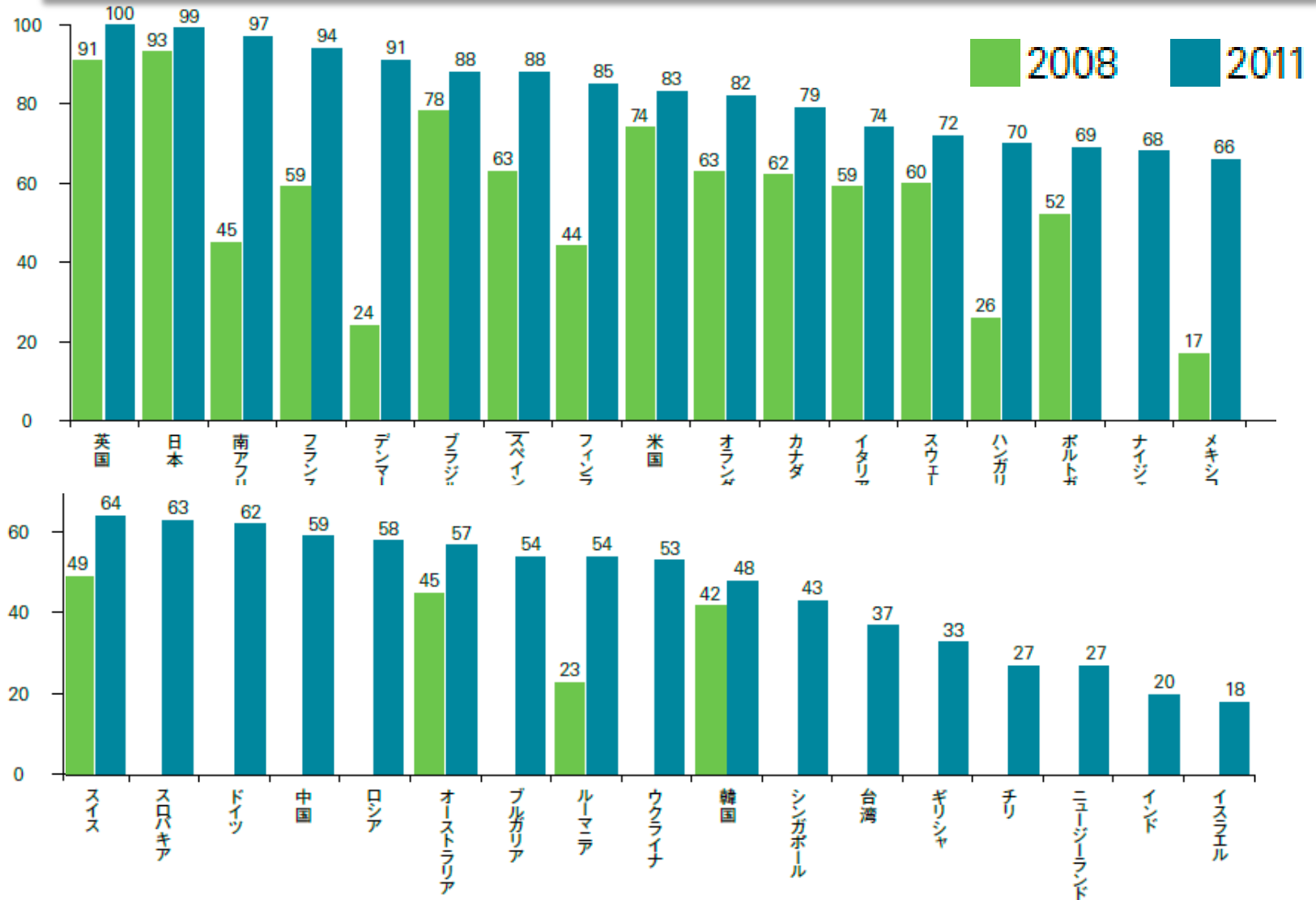
CSR報告に関する国際調査2011

- 企業によるCSR報告に関する国際的な調査。1993年以来、3年毎に継続して実施され、今回が7回目。
- フォーチュン・グローバル500社のうちの上位250社（以下「G250企業」）と世界34カ国における売上高上位100社（以下「N100企業」）を対象とし、これらの企業が発行している報告書に基づき調査を実施。

- G250企業の95%がCSR報告を行っており、2008年調査時の83%から12ポイント増加。
- N100企業の64%がCSR報告。
- CSR報告を行っているG250企業の80%、N100企業の69%がCSR報告書の作成基準としてGRIガイドラインを利用。
- CSR報告を行っているG250企業の46%が第三者保証を受けており、2008年調査から6ポイント上昇。
- インド(80%)、韓国(75%)デンマーク(65%)、スペイン(65%)、イタリア(64%)において、第三者保証を受けるN100企業の比率が高い。一方で、日本のN100企業において第三者保証を受けている企業の割合は23%にとどまっており、世界の水準と比べて低い状況。
- G250企業の3分の1、N100企業の20%以上がパフォーマンスデータの過年度修正を行っている。第三者保証を受けている企業のほうが過年度修正を行っている比率が高いことから、第三者保証のプロセスを通じて誤り等が発見され、修正が行われているケースが少なくないと考えられる。

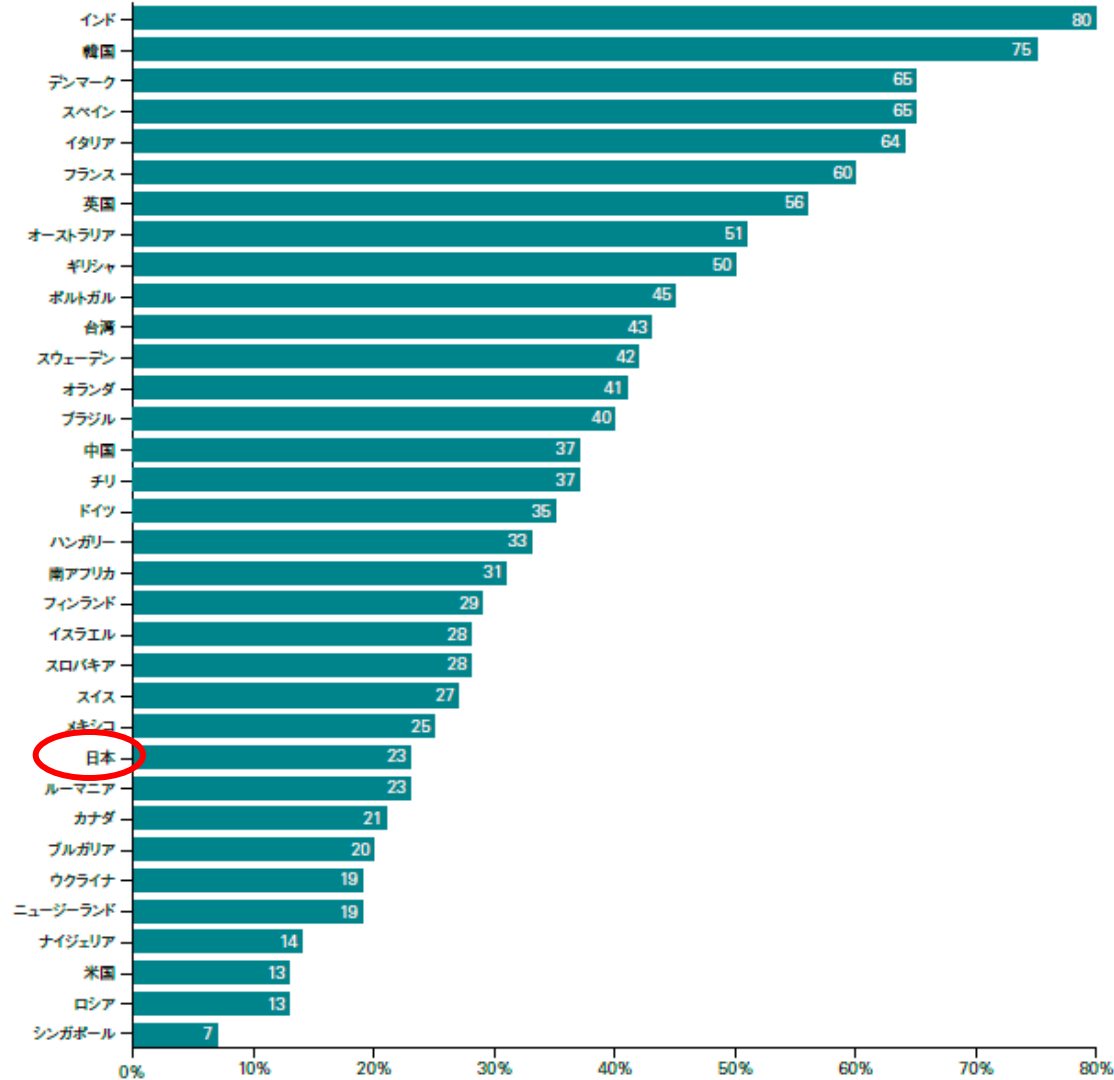
CSR報告を行っている企業の国別割合 ～CSR報告に関する国際調査2011より～

原則的に各国から売上高規模上位100社がCSR報告を行っている企業の国別割合(2008、2011年)



CSR報告書に対し保証を受けている企業の割合 ～CSR報告に関する国際調査2011より～

CSR報告書に対し保証を受けている企業の割合



保証に関するガイドライン例

【国内】

名称	サステナビリティ情報審査実務指針（J-SUS）
制定日	2007年7月1日（最終改訂：平成2012年4月18日）
作成主体	一般社団法人サステナビリティ情報審査協会
概要	審査の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するためにサステナビリティ情報審査制度に適用される指針。効率的で有効な審査を行うために、一定の品質管理要件を満たした登録審査機関及び一定の能力要件を満たした登録審査人が、この指針に準拠して審査を行う。

【海外】

名称	AA1000保証基準
発行年	2003年（2008年に改訂）
作成主体	Accountability（ロンドン、NY等に拠点を置くシンクタンク）
概要	保証として、情報の信頼性についての結論を表明するだけでなく、重要性の高い情報が適切に開示されているか、ステークホルダーの期待に対応しているか、また、そのような対応が適切に開示されているか、組織が持続可能性パフォーマンスに関連する重要な側面をどの程度完全に特定し理解しているかという「重要性」「対応性」「完全性」の三原則に照らして評価することを求めている。

名称	国際保証業務基準（ISAE3000）
発効年	2005年
作成主体	国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会
概要	国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会が作成した非財務情報を対象とする国際保証業務基準（2005年発効）。CSR/サステナビリティ報告書等に記載される非財務情報を監査法人が保証業務を行う際に適用される。

環境報告の信頼性について 現状、委員コメントと論点

現状と委員コメント

<現状>

- 環境報告書の認証義務は無いが、何らかの第三者認証を受けている報告書が約3割。
- J-SUSが「サステナビリティ情報審査・登録制度」を運営。また環境省も公認会計士協会と共同で「CSR情報審査に関する研究報告」を発行。

<委員コメント>

- 「審査」「独立した立場」「審査に従事するものの資質の向上」の内容の明確化が必要(市村委員)
- 信頼性の付与に関するガイドラインの作成(市村委員)
- 信頼性の保証指針の明示(國部委員)
- J-SUSのような既存審査制度を促進するために、審査コストや管理事務負担の低減について検討(上妻委員)
- 第三者評価の標準化、簡便化、低価格化(後藤委員)
- 今後の方向として、統合報告書に対する監査義務化、売り上げ上位企業の環境報告書監査義務化(後藤委員)



論点

- 社会ニーズに応じた保証水準

⇒第三者審査のレベルに応じたメリット・デメリットをどのように広く認知してもらうか

- 審査体制の在り方と審査の普及

⇒審査方法、審査の独立性確保、審査従事者の質の確保と同時に、広い普及のためにコストを下げる方策は